

令和7年度 木造住宅の「無料耐震診断」「耐震化工事」補助制度

令和7年4月1日 現在

無 料 耐 震 診 断	診断内容
	耐震精密診断が 無料 で受けられます。(対象となる住宅は以下のとおり)
	<u>[1] 耐震診断の対象となる住宅(次のいずれにも該当するもの)</u> ① 木造在来工法で建築された住宅 (ツーバイフォーや伝統的工法によるもの、また部分的に鉄骨造等は対象外) ② 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ※完成後に増改築されている場合は別途お問合せください ③ 個人が所有する住宅 ※長屋や共同住宅は対象外 ※店舗等併用住宅の場合、店舗等床面積が延床面積の1/2未満であること <u>[2] 診断内容</u> ① 市が派遣する診断士が精密診断を行い、耐震性能を判定(点数で明示)します ② 診断の結果、補強が必要と判定された場合、その工事方法等について診断士より提案、助言を行います。これに基づき補強工事を検討ください(改めて工務店等に相談ください)
	診断結果について
	耐震診断士が建物の耐震性能を数値であらわしたものを「評点」といいます。 この評点が1.0未満の建物は、大きな地震の際に倒壊する可能性があるといわれています。 上部構造評点 現に住宅が保有している耐力(保有耐力) 大地震動に対し住宅が求められる耐力(必要耐力) = 1.0以上 評点 1.5以上 倒壊しない 評点 1.0以上 1.5未満 一応倒壊しない 評点 0.7以上 1.0未満 倒壊する 可能性がある 評点 0.7未満 倒壊する 可能性が高い

耐 震 化 工 事 へ の 補 助	耐震改修工事への補助
	<u>[1] 補助要件</u> ①精密診断の結果が総合評点 1.0 未満の木造住宅で、耐震改修工事(補強工事、建替え工事、除却工事のみのいずれか)を行うこと。なお補強工事の場合は「総合評点が 0.7 以上」となり、かつ「工事前の評点を上回る」工事となること。 ②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ※完成後に増改築されている場合は別途お問合せください ③耐震補強工事の場合、補強工事箇所が他の補助を受けないもの ④補助金の交付決定後に工事契約を行うもの ⑤市税等を滞納していないもの ⑥収入金額が以下のもの ・給与所得のみ……収入金額が1,442万円以下 ・その他の方……所得金額が1,200万円以下 ⑦実績報告が令和8年2月末までに提出されること 【注意】 ・補強工事にあわせて行うリフォーム工事費用は補助対象外 ・建替え工事の補助は、既存住宅(附属物を含み)全て解体を行い、建替え位置が従前の敷地にかかること、かつ土砂災害特別警戒区域外で建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合する住宅であること ・ 建替え工事の補助は、令和7年度から補助対象外となります。
	<u>[2] 補助率(下記工事のいずれか、併用は不可)</u> ○補強工事(もしくは建替え) 工事費の4/5以内(限度額140万円) ○除却工事のみ 工事費の1/2以内(限度額97.86万円) 【例:補強工事費175万円の場合】 $175万円 \times 4/5 = 140万円$ 【例:除却工事費195.72万円の場合】 $195.72万円 \times 1/2 = 97.86万円$
	<u>[3] その他 令和7年度に長野県による補助金の上乗せ(最大50万円)があります</u> ○補助額 耐震改修に要する費用 - 飯山市の補助額 ※詳しくは別紙長野県のチラシをご覧ください ○対象になる方(以下の両方に該当する方) (1)住宅の耐震改修について市町村による補助の交付決定を受けた方 (2)対象住宅における耐震改修後の総合評点補助が1.0以上となる方 【例:補強工事費190万円の場合】 $190万円 - 190万円 = 0円$ 【例:補強工事費200万円の場合】 $200万円 - 190万円 = 10万円$
申請 期限	申請期限……令和7年10月31日(金)
お問 い合 わせ	お問い合わせ先・申請先 飯山市役所 移住定住推進課 住宅係 電話 0269-67-0740